

平成 2 4 年度第 2 回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

【 抜 粋 】

日 時 平成 2 5 年 2 月 8 日 (金)
午後 2 時

場 所 大阪府中央区本町橋 2 番 3 1 号
シティプラザ大阪 2 階 「燦」

平成24年度第2回 大阪府都市計画審議会

議 案 書 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
343	北部大阪都市計画道路の変更	1
344	北部大阪都市計画道路の変更	5
345	東部大阪都市計画道路の変更	9
346	南部大阪都市計画道路の変更	13
347	南部大阪都市計画道路の変更	17
348	南部大阪都市計画道路の変更	21
349	東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	25
350	東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	31
351	東部大阪都市計画道路の変更	37
352	東部大阪都市計画道路の変更	41
353	東部大阪都市計画下水道の変更	45
354	大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	49
—	用語集(大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更)	113

議 第 3 4 3 号

総 計 第 1 5 7 3 号

平成 25 年 1 月 25 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 北部大阪都市計画道路中、3・6・204-11 号池田山之手線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・6・204-11	池田山之手線	池田市城山町地内	池田市畑五丁目地内	池田市畑三丁目地内	約 2,570m	地表式	2車線	11m	幹線街路と平面交差4か所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 北部大阪都市計画道路中、3・6・204-25 号五月山線を廃止する。

理 由

北部大阪都市計画道路のうち3・6・204-25号五月山線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性を評価した結果、本案のとおり廃止を行い、併せて3・6・204-11号池田山之手線の変更を行うものである。

議 第 3 4 4 号

総 計 第 1 5 7 2 号

平成 25 年 1 月 25 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画道路中、3・5・322-2号能勢東西線を廃止する。

理 由

北部大阪都市計画道路のうち3・5・322-2号能勢東西線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり廃止するものである。

議 第 3 4 5 号

総 計 第 1 5 9 8 号

平成 25 年 1 月 25 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 東部大阪都市計画道路中、3・4・209-5号八島大久保線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考				
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造			
幹線街路	3・4・209-5	八島大久保線	守口市八島町地内	守口市大久保町三丁目地内	守口市佐太中町一丁目地内	約 4,110m	地表式	2 車線	18m	自動車専用道路と立体交差 2 箇所 都市モノレールと立体交差 1 箇所 幹線街路大阪中央環状線と立体交差 幹線街路と平面交差 2 箇所				
											車線数の内訳	2 車線		約 3,940m
												4 車線		約 170m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 東部大阪都市計画道路中、3・4・209-6号金田藤田線、3・5・209-19土居駅高瀬線及び3・5・209-20深野大阪線を廃止する。

理 由

東部大阪都市計画道路のうち、3・4・209－5号八島大久保線ほか3路線について「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、3・4・209－5号八島大久保線の一部区間を廃止し、3・4・209－6号金田藤田線、3・5・209－19号土居駅高瀬線及び3・5・209－20号深野大阪線を廃止するものである。

議 第 3 4 6 号

総 計 第 1 5 8 8 号

平成24年1月25日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画道路中 3・4・216-3 号狭山三日市線及び 3・6・216-20 号長野富田林線を廃止する。

理 由

南部大阪都市計画道路のうち3・4・216-3号狭山三日市線ほか1路線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性と事業の実現性を評価した結果、本案のとおり3・4・216-3号狭山三日市線及び3・6・216-20号長野富田林線を廃止するものである。

議 第 3 4 7 号

総 計 第 1 5 8 3 号

平成25年1月25日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 南部大阪都市計画道路中 3・4・226-4 号堺大和高田線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・226-4	堺大和高田線	藤井寺市沢田一丁目地内	藤井寺市恵美坂二丁目地内	藤井寺市北岡一丁目地内	約 1,750m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と平面交差 3 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 南部大阪都市計画道路中 3・5・226-9 号津堂藤井寺線及び 3・5・226-10 号北条道明寺線を廃止する。

理 由

南部大阪都市計画道路のうち3・4・226－4号堺大和高田線ほか2路線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性を評価した結果、本案のとおり3・4・226－4号堺大和高田線の一部区間を廃止し、3・5・226－9号津堂藤井寺線及び3・5・226－10号北条道明寺線を廃止するものである。

議 第 3 4 8 号

総 計 第 1 5 7 5 号

平成25年1月25日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 南部大阪都市計画道路中、3・4・231-6号狭山環状線を3・4・231-6号池尻中自由丘線及び3・4・231-14号半田狭山線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・231-6	池尻中自由丘線	大阪狭山市池尻中三丁目地内	大阪狭山市池尻自由丘二丁目地内	大阪狭山市池尻中一丁目地内	約770m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差2箇所	
	3・4・231-14	半田狭山線	大阪狭山市半田一丁目地内	大阪狭山市狭山一丁目地内	大阪狭山市半田六丁目地内	約830m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 南部大阪都市計画道路中、3・4・231-13号狭山三日市線を廃止する。

理 由

南部大阪都市計画道路のうち3・4・231－6号狭山環状線ほか1路線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性和事業の実現性を評価した。

その結果、本案のとおり3・4・231－6号狭山環状線は一部区間を廃止し、3・4・231－6号池尻中自由丘線及び3・4・231－14号半田狭山線に名称を変更し、3・4・231－13号狭山三日市線は廃止するものである。